

令和元年度 第1回松江市入札監視委員会

議 事 概 要

開催日及び場所	令和元年7月25日(木) 松江市役所 本館西棟5階 防災センター	
委 員	委員長 朝田 良作 (島根大学法科大学院教授) 委 員 安部 寿鶴子 (道の駅本庄企業組合専務理事) 上田 務 (松江工業高等専門学校環境・建設工学科名誉教授) 丑久保 和彦 (弁護士) 後藤 勇 (公認会計士)	
審議対象期間	平成30年12月1日～平成31年3月31日	
報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 落札率等の状況について ● 入札方式別発注工事等の状況について ● 指名停止等の運用状況について 	
審 議 事 項	抽出案件数 5件	
	一般	市道古浦西長江線道路改良その15工事
		市道畑・宍道南企業団地線舗装改良工事
	指名	平成30年災102/100号施設(頭首工)災害復旧工事
市道大谷柳原線舗装改良工事(早着)		
松江市道路附属物(照明灯)詳細設計その3業務委託		
(備考)	抽出の考え方(抽出担当委員) 次の点に着目し、案件の抽出を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ● 低入札価格調査により落札者が決定 ● 本来は指名入札となる予定価格であるが総合評価方式が採用されている ● 当初入札、再入札とも参加者無しにより不調 ● 入札参加者は多いが有効入札者が1者のみ ● 入札参加者が少なくしかも第3回目まで入札が行われている 	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見又は勧告の内容	なし	

※ 参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札（総合評価方式）				
工事名	市道古浦西長江線道路改良その 15 工事				
工期	平成 30 年 12 月 18 日～平成 31 年 3 月 28 日				
工事種別	土木一式工事				
工事概要	工事場所：松江市鹿島町 工事概要：施工延長 L=116.8m 工事内容：補強土壁 L=137.4m ボックスカルバート（B4000, 8000×H3300）N=1 箇所				
入札参加資格	①格付け又は総合点数：A 等級の者。 ②営業所所在地：建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。 ③工事実績 元請又は共同企業体（経常 JV を除く）の構成員（ただし出資比率が 20% 以上）として、H15 年度以降に完成した下記工事の施工実績があること。 ・国、都道府県又は松江市（合併前の旧市町村を含む。）発注の工事において、1 契約で 5,000 万円以上の土木一式工事 ④配置技術者 ・建設業法に基づく主任（又は監理）技術者で、直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は開札の日以前 3 ヶ月以上）にあること。 ・監理技術者の場合は、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けていること。				
入札参加資格設定の理由及び経緯	設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。 経緯：平成 30 年 8 月 20 日、島根県総合評価委員会において審議の結果決定した。				
入札参加資格確認申請業者数	5 者	入札参加業者数	5 者	無資格業者数	なし
予定価格（税込）	114,353,640 円				
調査基準価格（税込）	105,021,360 円				
契約金額（税込）	97,200,000 円（落札率：85.00%）				
入札の経緯及び結果	平成 30 年 12 月 5 日 開札 第 1 回目入札で 5 者の応札があり、うち 1 者は予定価格超過となり、残り 4 者について総合評価を実施し、技術点数と入札価格を用いて算出した評価値により順位を確定した結果、調査基準価格未満で応札した業者が 1 位となったため、この業者に対し低入札価格調査を実施。 平成 30 年 12 月 14 日 低入札価格調査及び競争入札参加資格の事後審査の結果、(株)庭の川島に落札決定。				

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札（総合評価方式）			
工事名	市道畑・宍道南企業団地線舗装改良工事（早着）			
工期	平成 31 年 3 月 20 日～令和元年 7 月 9 日			
工事種別	舗装工事			
工事概要	工事場所：松江市宍道町 工事概要：施工延長 L=273.0m、幅員 W=3.9～23.0m 工事内容：路上再生路盤（混合深さ t=20cm）：A=1364.5㎡ 表層（再生密粒 As20 t=5cm）：A=1364.5㎡ 区画線（溶融式）：L=577.0m、土質試験：N=1式			
入札参加資格	①格付け又は総合点数：指定なし。 ②営業所所在地：建設業法に規定する営業所を松江市内に有すること。 ③工事实績等 下記ア～エの条件を全て満たすこと。 ア：平成 29・30 年度入札参加資格申請時の経営事項審査で、舗装工事の年平均完工高があること。 イ：アスファルトフィニッシャーを保有（継続的なリース契約も含む）し、オペレーターを常時雇用している。 ウ：1・2 級土木施工管理技士、1・2 級建設機械施工技士のいずれかの有資格者を 2 名以上常時雇用している。 エ：舗装機械オペレーター、レーキ作業員、上記ウの有資格者を含む技術職員を 5 人以上常勤雇用している。 ④配置技術者 ・建設業法に基づく主任（又は監理）技術者で、直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は開札の日以前 3 ヶ月以上）にあること。 ・監理技術者の場合は、舗装工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けていること。			
入札参加資格設定の理由及び経緯	設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。 経緯：平成 30 年 8 月 20 日、島根県総合評価委員会において審議の結果決定した。			
入札参加資格確認申請業者数	3 者	入札参加業者数	3 者	無資格業者数 なし
予定価格（税込）	9,535,320 円	調査基準価格（税込）	8,521,308 円	
契約金額（税込）	8,537,400 円（落札率 89.53%）			
入札の経緯及び結果	平成 31 年 3 月 13 日 開札 第 1 回目入札で 3 者の応札があり、総合評価を実施し、技術点数と入札価格を用いて算出した評価値により順位を確定の上、審査を行った。 平成 31 年 3 月 18 日 審査の結果、日発工業(株)に落札決定。			

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	平成 30 年災 102/100 号施設（頭首工）災害復旧工事
工期	当初入札：平成 31 年 3 月 4 日～令和元年 5 月 31 日 再入札：平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 28 日
工事種別	土木一式工事
工事概要	工事場所：松江市東出雲町 工事概要：施工延長 L=17.9m 工事内容：張コンクリート A=15 m ² 、構造物取壊し V=12 m ³ 大型土のう設置・撤去 N=44 袋、仮設道路 L=35m
工場のランク	（当初及び再入札とも）B又はC若しくはD
指名業者数	（当初及び再入札とも）10 者
指名業者を選定した考え方	（当初及び再入札とも）市登録業者で、下記の条件を満たす 43 者のうち 10 者をローテーションで指名。 <ul style="list-style-type: none"> ● 市内橋南地区に主たる営業所を有する事業者であること。 ● 主たる施工実績が土木一式工事であること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	当初入札及び再入札とも参加者なし
予定価格（税込）	当初入札及び再入札とも非公開
最低制限価格（税込）	当初入札及び再入札とも非公開
入札の経緯及び結果	平成 31 年 2 月 28 日 開札（当初入札） 指名業者 10 者のうち、辞退 8 者、入札書不着による失格 2 者となり、入札参加者なしのため不調。指名業者を入れ替え、後日再入札を実施。 平成 31 年 3 月 28 日 開札（再入札） 指名業者 10 者全者が辞退のため不調となったが、再々入札は実施せず、取止めとした。

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	市道大谷柳原線舗装改良工事（早着）
工期	平成 31 年 3 月 13 日～令和元年 7 月 31 日
工事種別	舗装工事
工事概要	<p>工事場所：松江市東忌部町</p> <p>工事概要：施工延長 L=60m、幅員 W=6.7～8.0m</p> <p>工事内容：舗装版破碎工 A=455 m²</p> <p>表層工（改良 I 型 t=6cm） A=455 m²</p> <p>グルーピング工 A=360 m²</p>
工場のランク	指定なし。
指名業者数	12 者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者で、下記の条件を満たす 12 者を全者指名。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。 ● 主たる施工実績が舗装工事であること。 ● アスファルトフィニッシャーを保有し、オペレーターを常勤雇用していること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	11 者
予定価格（税込）	5,279,040 円
最低制限価格（税込）	4,694,436 円
契約金額（税込）	4,706,640 円（落札率：89.16%）
入札の経緯及び結果	<p>平成 31 年 3 月 11 日 開札</p> <p>指名業者 12 者のうち第 1 回目の入札で 11 者の応札があり、うち最低制限価格未満での応札が 10 者あり、残り 1 者は予定価格以下及び最低制限価格以上であったので、その 1 者である(株)トウケンに落札決定。</p>

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
業務名	松江市道路附属物（照明灯）詳細設計その3 設計業務委託
履行期間	平成31年1月11日～3月29日
業務種別	その他業務（電気工事）
業務概要	業務場所：松江市嫁島町外 業務内容：道路照明灯のLED化及び機能向上と集約化のための詳細設計
業務のランク	なし
指名業者数	18者
指名業者を選定した考え方	市登録業者で、下記の条件を満たす24者のうち18者をローテーションで指名。 <ul style="list-style-type: none"> ● 市内に本社（本店）を有する事業者であること。 ● 電気工事業の許可を受けた者で、電気工事の施工実績があること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	2者（第1回目：2者、第2回目：2者）
予定価格（税込）	非公開
最低制限価格（税込）	非公開
契約金額（税込）	4,428,000円（落札率：非公開）
入札の経緯及び結果	平成31年1月9日 開札 第1回目の入札で2者が応札したが、全者予定価格超過のため第2回目の入札を実施。第2回目も第1回目と同じ2者が応札したが、全者予定価格超過のため第3回目の入札を実施。第3回目も、第1回目及び第2回目と同じ2者が応札し、うち1者が予定価格超過となり、残り1者が予定価格以下及び最低制限価格以上の応札であったので、その1者である三和電工(株)に落札決定。

1. 落札率等の状況について

(説明要旨)

【建設工事】**○落札率の推移**

平成 30 年度の年間平均落札率は平成 29 年度と比べ上昇。上昇の理由は、平成 30 年度に低入札価格調査実施のうえ落札となった 5 案件について、平成 29 年度における同様の 3 案件と比べ著しく低落札率となつてはいないことがある。

○月別入札件数と落札率の推移

早期発注の取組により例年年度前半の入札件数が多く、年間入札件数の約 7 割は 10 月末までに実施。ちなみに、平成 31 年 3 月に実施した入札 10 件のうち 7 件は年度を繰り越す早着工事となっている。

○工種別落札率の推移

平成 30 年度は、例年同様、建築一式・電気・管・塗装・消防施設・解体は落札率が高く、舗装は落札率が低い傾向であるが、土木一式については例年に比べ高くなっている。

○価格帯別落札率推移

平成 30 年度について、6,000 万～7,000 万円の落札率が高いのは、総合評価方式を適用した土木一式 1 案件が予定価格に近い額での落札となっているのが影響している。また、7,000 万～8,000 万円の落札率が低いのは、総合評価方式を適用した土木一式 2 案件で競争性が働き落札率が低くなつたと推測する。このうちの 1 案件は、低入札での落札となった案件である。8,000 万～9,000 万円の落札率が低いのは、この価格帯は総合評価方式を適用した土木一式 1 案件のみであるが、この案件は低入札での落札だった。1 億 5,000 万円以上の落札率が高いのは、総合評価方式を適用した建築一式と一般競争の解体工事の 2 件とも、落札率が高いためである。

○入札執行状況

平成 30 年度の入札執行状況は、執行件数は 278 件で、うち不調・不落件数は 37 件あり、平成 29 年度と比べ 2 件の増。ちなみに、この 37 件のその後の対応は、再入札 20 件・不落随契 10 件・取止め 7 件となっている。

【業務委託】**○落札率の推移**

平成 30 年度の年間平均落札率は平成 29 年度と比べ低下。低下の理由は、低入札価格調査実施のうえ落札となった 1 案件が影響している。

○月別入札件数と落札率の推移

平成 30 年度の入札件数は平成 29 年度と比べ 12 件の減。理由は、平成 29 年度は橋梁長寿命化設計業務委託の入札が多く、例年と比べても入札件数が多かったことが影響している。

○業種別落札率の推移

建築設計・土木設計について、平成 30 年度の年間落札率は平成 29 年度と比べ低下。低下の理由は、建築設計については低入札価格調査実施のうえ落札となった 1 案件、土木設計については落札率の低い 1 案件が影響している。

○価格帯別落札率推移

2,000 万～3,000 万円の落札率が低いのは、土木設計の 1 案件が影響している。

○入札執行状況

平成 30 年度については、不調・不落は無し。

2. 入札方式別発注工事等の状況について

添付の資料を参照いただきたい。(詳細説明は省略)

質問及び意見	回答
指名競争入札について、参加が 1 者のみの場合でも入札を執行する理由を、明確にしておいたほうが良いと思うが。	指名業者が、諸状況の中で参加するか否かを判断する時点、つまり入札価格での競争以前の段階で既に競争性が働いていると考えているので、参加が 1 者のみでも入札を執行している。
他の自治体の状況は。	調査の上、あらためてご報告させていただく。
今後の状況等を見ながら、やはり問題があると思われる場合は本委員会で議論させていただく。	(特に回答無し)

審議結果：全委員了承

【審議事項について】

1. 一般競争入札（総合評価方式）【市道古浦西長江線道路改良その 15 工事】

※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書 **資料 3-1** のとおり。

○予定価格よりも 1,500 万円以上低い価格で落札に至った経緯について

本案件は予定価格が高く、また落札業者は当該年度において当市の土木工事の受注がなく、施工実績を確保するため強い受注意欲をもって応札したと推察される。

低入札価格調査の結果、工事費内訳については全ての項目で数値的判断基準に適合しており、施工能力及び同種工事の施工実績を有し受注意欲も高いことから、現場管理に関する監督体制を強化することで適正な施工が可能であると判断し、松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領第 10 条第 1 項に規定する失格基準に該当しないことから落札者として決定した。

質 問 及 び 意 見	回 答
平成30年度から低入札価格調査の基準を一部変更しているが、本案件はこの変更部分に該当しない案件か。	該当しない案件である。
審議結果：全委員了承	
2. 一般競争入札（総合評価方式）【市道畑・宍道南企業団地線舗装改良工事（早着）】	
<p>※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書資料3-2のとおり。</p> <p>○総合評価方式での入札となっていることについて</p> <p>予定価格が原則4千万円以上の工事は総合評価方式での入札としているが、1千万円以上2千万円未満及び2千万円以上4千万円未満の土木一式工事と、4千万円未満の舗装工事及び法面処理工事において、各区分から概ね2件程度抽出し、総合評価方式での入札を試行で行っており、本案件はこれに該当するもの。理由としては、将来的に総合評価方式の拡大を図る予定があるため、格付が下級の業者にもこの入札方式に慣れていただく必要があるために行っているもの。</p> <p>本案件の落札業者は、技術評価点は3位であったが入札価格が1位であり、総合評価の結果評価値が1位となり落札者として決定した。</p>	
質 問 及 び 意 見	回 答
総合評価方式の試行を行うに当たり、規則等はあるのか。	総合評価方式運用の手引きを作成しており、それに明記している。
<p>今後は予定価格の低い工事にも総合評価方式を拡大していくということだが、その理由は。</p>	<p>平成17年に公共工事の品質確保に関する法律が制定され、その中で「公共工事の品質は経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた契約がなされることにより確保されなければならない。」と定められており、主要な取組として総合評価方式の適用が掲げられている。これを推進すべく国が地方自治体に向けて指導を行い、当市では平成19年度から一部の入札で総合評価方式を導入している。</p> <p>当市では、現在予定価格4,000万円以上の案件を総合評価方式の対象としているが、品質確保の観点から将来的にはこの基準を下げ総合評価方式での入札を拡大すべきではないかと考えている中、現状の運用では規模の小さな業者の参加機会がほとんど無いので、この方式に慣れていただくことも含め、予定価格4,000万円未満の案件についても試行として実施している。</p>

<p>要領では総合評価方式は試行として実施しているようになっているが、現時点で試行ではなく正式に総合評価方式を実施しているということであれば、要領の表現はおかしいと思うのだが。</p>	<p>ご指摘の内容はごもっともである。当市においては、総合評価方式は試行ではなく本格実施であるとお考えいただければと思うので、表現等は今後修正を検討する。</p>
--	---

審議結果：全委員了承

3. 指名競争入札【平成 30 年災 102/100 号施設（頭首工）災害復旧工事】

※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書資料 3-3 のとおり。

○当初入札及び再入札とも参加者無しであったことについて

本工事は、河川の中にある施設の災害復旧工事であるという特殊性のため、増水時の安全確保、増水した場合に施工途中の構造物が壊れてしまうという懸念、営農への影響を最小限に留めるための工程管理が難しいと判断し、参加しなかったのではないかと推察する。

質問及び意見	回答
<p>取止め後はどうしたのか。</p>	<p>再々入札を実施すると工事着手までの時間をさらに要することとなり、この施設を利用する営農者の多くに支障を与えるため、この現場に近接する業者と交渉を行い、随意契約により施工のうえ復旧を終えた。</p>
<p>入札調書の表現で、辞退と入札書不着の違いは、締切までに参加しない意思表示をしたものが辞退で、そのような意思表示も無かつ応札も無いものが入札書不着という見方でよろしいのか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>当初入札及び再入札とも施工条件が厳しく全者辞退となったのではないかという説明だが、再入札の予定価格は当初入札と比べ若干低くなっている。もし条件の厳しい難しい工事ということであれば、再入札の予定価格はその部分を考慮して逆に高くなるのではと思うが。</p>	<p>再入札に際し設計等を精査した結果問題が無かったので、当初入札から条件等は変更していないが、当初入札と再入札では発注時期がずれることから単価等が変わっていることもあり、本案件についてもそれが影響している。</p> <p>本案件は平成 30 年初秋に起きた災害の復旧工事で、発注時期は、復旧工事に係る国及び県の手続き完了後の年明け 1 月から 2 月になってしまう。道路等の復旧工事であれば、工期を長く設定しても影響が少ない場合がほとんどであるが、本案件は営農に関わる施設の復旧工事であり、春の営農シーズン開始までに工事を終えなければならず、しかも河川の中での工事という条件もあり、諸状況を検討の結果、受注意欲が湧かなかつたのではと思う。発注時期等を含め今後の検討課題と考えている。</p>

審議結果：全委員了承

4. 指名競争入札【市道大谷柳原線舗装改良工事（早着）】

※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書資料3-4のとおり。

○入札参加者 11 者のうち 10 者が失格／無効となったことについて
 手持ち工事の少ない時期に向けた早着工事であり、各者受注意欲があったのではと推察される。

質問及び意見	回答
舗装工事は例年落札率が低いという説明を受けたが、このような傾向となる理由は。	施工に必要な機械の保有状況や専門技術者の雇用状況等を参加条件に含めているが、舗装工事自体の年間発注件数は他の工事と比べ少なく、これらを維持していくためにも、このような少ない発注件数の中なんとか受注したいという意欲が高いのではないかと思う。
つまり、予定価格及び最低制限価格の設定に問題は無いが、業者側の受注意欲が他の工事に比べ高いということか。	そのとおり。

審議結果：全委員了承

5. 指名競争入札【松江市道路附属物（照明灯）詳細設計その3業務委託】

※業務概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書資料3-5のとおり。

○入札参加者数が少ないこと、同種の業務委託を3つに分けて発注したことについて
 参加者が少なかったのは、本案件は年度末に向けた業務委託であり、時期的に手持ち工事等が多く技術者が不足していたためではないかと推察する。
 業務委託を3分割した理由は、本業務に対応する標準積算基準が無く、審査会での見積徴集業者選定を経て見積を徴集する手続きから始めるので、通常の業務委託と比べ発注までに期間を要するため、年度内完了に見合う業務量となるよう3分割して発注した。本案件を含めた3つの業務委託が対象とする3路線は、附属物の損傷状況、第三者への被害の深刻度、路線の重要性等から選定しており、また「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図」で指定されていることもあり年度内完了が必要なことから、1業務1路線として業務が円滑に行えるよう考慮し3分割して発注した。

質問及び意見	回答
3分割して発注した方が事務手続きの負担が軽くなるというのはどういう意味か。まとめて発注するより3分割した方が早いということか。	3分割したのは、発注までの手続きを短くするというのではなく、今回選定した3路線の業務を1業者で行うよりは、1路線ずつに分けてそれぞれ違う業者で業務を行うことで全体の履行期間を短縮できるということ、つまり、業務全体の完了を早めるために3分割したとお考えいただければ良いかと思う。

<p>2 業務または 3 業務に重複して指名を受けている業者もあると思うが、もし 3 業務とも同じ業者が落札した場合、落札率も 3 業務ともほぼ同じになるものなのか。それとも、業務内容を精査し、それぞれ異なる落札率としてくるものなのか。</p>	<p>ご質問のとおり、2 業務または 3 業務に重複して指名している業者も数者あるが、入札に参加するか否かの判断材料として、業務内容や履行場所と自社の所在地との位置関係、雇用している技術者数等を勘案し応札額を決めていると思われるので、仮に 3 業務とも予定価格が同額であったとしても、応札額はそれぞれ異なり、よって落札率も異なると思う。</p>
<p>3 業務とも入札参加者は 2 者ずつであり、しかも第 2 回目、または第 3 回目の入札で落札となっているということは、今回の業務内容は難しい内容なのか。</p>	<p>本案件は業務委託であるが、指名業者は電気工事業者の中から選定している。通常は電気工事の案件で指名する業者なので、工事に関する書類作成等は慣れているが、業務委託は求める書類等が工事とは異なり業者側も不慣れな部分があると思う。しかし、この業務は将来的に工事に繋がっていくということもあるので、これらのことを総合的に判断し、参加するか否かを決定されたのではないかと思う。</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	
<p>【報告事項】</p>	
<p>①指名停止等の運用状況について</p>	
<p>平成 30 年 12 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の期間で指名停止は無い。</p>	
<p>②工事入札制度の変更と落札率の推移について</p>	
<p>平成 30 年度から、予定価格 1 億円未満の総合評価方式の案件に価格失格基準を採用。</p>	
<p>質問及び意見は特に無し。</p>	
<p>【その他】</p>	
<p>〔次回開催予定について〕 令和元年度第 2 回委員会は 11 月頃を開催することとし、日時は事務局で調整する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	